



# 消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

## 無料セミナーで健康商品の販売

### 【事例】

「無料健康セミナーのご案内」というチラシが自宅に郵送されてきた。内容を見てみると近くの公民館で健康セミナーが開催され、試供品などが無料でもらえるというものだった。公民館で開催されるセミナーなら怪しくないだろうと思って参加した。

ところが、参加者はわずか数人。セミナーとは名ばかりで30万円の骨盤ベルトや20万円の足底のインソールを勧められた。

試供品などをもらったりしたため断りきれずに契約したが、高額なので解約したい。

### 【ひとことアドバイス】

- ◆店舗以外の場所で商品の販売を行う場合には、勧誘を行う前に「販売業者の氏名又は名称、販売を行うこと、商品の種類等明らかに告げなければならない」と法律で定められています。
- ◆クーリングオフ期間中は無条件で解約できます。また、期間を過ぎたり、代金を支払っていても、解約できることがありますので、早めにご相談ください。
- ◆公共的な施設を利用したイベントだからといって、行政の関わりがあるものとは限りませんので、注意が必要です。

相談は  
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）  
TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!